



鳥取県公報

平成12年 9月29日(金)

第7219号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則（経営流通課）…………… 1
- ◇ 告 示 新たに生じた土地の確認（市町村振興課）…………… 3
- 字の区域の変更（2件）（ 〃 ）…………… 3
- 鳥取県立とっとり花回廊の利用料金（生産流通課）…………… 4
- 土地改良区の役員の退任（耕地課）…………… 4
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可（都市計画課）…………… 4
- 出納長の権限に属する事務の一部の委任（会計課）…………… 5
- ◇ 選管告示 政治団体の設立の届出…………… 5
- 政治団体からの届出事項に異動があった旨の届出…………… 6
- 政治団体の解散の届出…………… 7
- 政治団体の収支に関する報告書の要旨…………… 7
- ◇ 公安規則 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則
（生活安全企画課）…………… 9
- ◇ 病院局管理 鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程（総務課）…………… 10

規程

＝ 公布された規則のあらまし ＝

◇鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則

1 貸付対象となる事業に経営革新計画承認グループ事業及び商店街競争力強化推進事業を加えることとした。（別表関係）

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年 9月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第91号

鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則（昭和63年鳥取県規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表がない場合には、当該改正後表を加える。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）を当該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

改正後		改正前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
名 称	内 容	名 称	内 容
1 略		1 略	
2 集積区域整備事業	政令第3条第1項第2号に規定する事業	2 集積区域整備事業	政令第3条第1項第2号に規定する事業
3 経営革新計画承認グループ事業	政令第3条第1項第3号に規定する事業のうち、情報の収集、処理又は提供、製品開発、技術開発、デザイン開発その他これらに準ずる経営の合理化に資するもの		
4 略		3 略	
5 略		4 略	
6 略		5 略	
7 略		6 略	
8 略		7 略	
9 略		8 略	
10 略		9 略	
11 略		10 略	
12 略		11 略	
13 略		12 略	
14 略		13 略	
15 略		14 略	
16 略		15 略	
17 商店街競争力強化推進事業	<p>県が資金を拠出する公益法人が行う次に掲げる事業を推進するために必要な基金を造成する事業</p> <p>ア 事業協同組合若しくは協同組合連合会であってその直接若しくは間接の構成員たる事業者の3分の2以上が法第21条第2項第1号に規定する中小事業者（以下「中小事業者」という。）であり、かつ、2分の1以上が小売商業若しくはサービス業に属する事業を営む者であるもの、商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会であってその直接若しくは間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小事業者であるもの、中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第4条第3項の認定を受けた中小企業者たる会社、政令第3条第3項第2号に規定する事業を行う同号に掲げる特定会社若しくは公益法人、商工会又は商工会議所（以下「商店街組合等」という。）が行う商店街等の競争力を強化させるための基本構想策定事業</p> <p>イ 商店街組合等が行う高齢者及び障害者が利用しやすいまちづくりのための事業</p> <p>ウ 商店街組合等が行う環境の整備若しくは保全又は資源の再利用の促進を図るための事業</p> <p>エ 商店街組合等が行う商店街等の魅力を高めるために必要な業種及び業態の適正配置を図る事業</p> <p>オ 商店街組合等が行う商店街等の創意工夫を活かし、個性の創出及び発展を図るための事業</p>		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第552号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定に基づき、気高町長から同町の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成12年 9月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

新たに生じた土地の位置（平成12年8月1日現在の地番による。）	新たに生じた土地の面積
大字八束水字姫路2706の1の地先	10,608.30平方メートル

鳥取県告示第553号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、気高町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、平成12年 9月29日からその効力を生ずる。

平成12年 9月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する字の名称	同左の区域（平成12年8月1日現在の地番による。）
大字八束水字姫路	大字八束水字姫路の全域 大字八束水字姫路2706の1の地先の公有水面埋立地

鳥取県告示第554号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、米子市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更は、平成12年 9月29日からその効力を生ずる。

平成12年 9月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する町及び字の名称	同左の区域（平成12年 1月21日現在の地番による。）
彦名町字中海一	彦名町字中海一のうち7600の19、7600の21、7600の33から7600の36まで以外の区域
大崎字中海	彦名町字中海一7600の19、7600の21、7600の33から7600の36まで 大崎字中海の全域 大崎字中海一3421の 6
大崎字中海一	大崎字中海一のうち3421の 6 以外の区域 大崎字中海二3439の 6
大崎字中海二	大崎字中海二のうち3439の 6 以外の区域

鳥取県告示第555号

鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例（平成10年鳥取県条例第21号）第7条第2項の規定に基づき、鳥取県立とっとり花回廊の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成12年 9月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 平成12年10月7日から同年11月5日までの日曜日、金曜日及び土曜日並びに平成12年10月9日（月）及び同年11月2日（木）の午後5時以降の入園者の利用料金

区 分	単 位	金 額
個人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 350円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 700円
団体（20人以上のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 280円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 560円

- 2 承認年月日

平成12年 9月21日

鳥取県告示第556号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり郡家土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成12年 9月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事 山 根 茂 八頭郡郡家町大字稲荷97

平成12年 4月 8日退任

鳥取県告示第557号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成12年 9月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 施行者の名称

鳥取市

- 2 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画下水道事業 鳥取市公共下水道

- 3 事業施行期間

昭和47年 2月18日から平成19年 3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

追加する部分 鳥取市安長地内

変更する部分 鳥取市南栄町地内

(2) 使用の部分

追加する部分 鳥取市南栄町、津ノ井、船木、安長、賀露町北二丁目、賀露町北三丁目、賀露町北四丁目、賀露町南四丁目、賀露町南五丁目、湖山町東一丁目、湖山町東五丁目、岩吉、五反田町、徳吉、緑ヶ丘二丁目、緑ヶ丘三丁目、南安長二丁目、南安長三丁目、古海及び徳尾地内

鳥取県告示第558号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成12年 9月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 委任させた事務

次の公演に係る入場料の収納事務

公 演 名	期 日	会 場
こどもの四季コンサート（冬編）	平成12年11月19日	鳥取県立童謡館多目的ホール

2 委任を受けた出納員

鳥取県企画部文化振興課

主幹 西尾 孝之

3 委任期間

平成12年10月12日から同年11月20日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第89号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成12年 9月29日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届 出 年月日	備 考		
					政党の支部	自由民主党	1以上の市町村の区域を単位とする
自由民主党鳥取県乳販支部	真島倫久	手島宣行	米子市東福原七丁目15-15	平成12年7月13日	政党の支部	自由民主党	1以上の市町村の区域を単位とする
自由民主党鳥取県東伯郡第一支部	花本美雄	中本之一	東伯郡東伯町大字徳万597-8	平成12年8月10日	〃	〃	〃
平岡将光後援会	藤田良彦	伊藤博史	東伯郡東郷町大字方地575	平成12年8月15日	その他の政治団体		
竹尾まさあき後援会	北村喜久	岸本萬壽男	八頭郡船岡町大字見槻中131	平成12年8月29日	〃		
村上吉孝後援会	奥村 明	小谷慶實	八頭郡郡家町大字門尾284	平成12年9月11日	〃		

鳥取県選挙管理委員会告示第90号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成12年9月29日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧	届出年月日	備 考
自由民主党鳥取県司法書士職域支部	主たる事務所の所在地	鳥取市西町一丁目314-1	鳥取市西町二丁目419	平成12年7月26日	政党の支部
自由民主党鳥取県理容支部	代表者の氏名	手島 稔	瀬崎多加至	平成12年7月28日	〃
〃	会計責任者の氏名	田食勝朗	荒木文仁	〃	〃
自由民主党米子市義方支部	主たる事務所の所在地	米子市旗ヶ崎1丁目15-1	米子市灘町2丁目112	平成12年8月10日	〃
〃	代表者の氏名	山口政淑	井上直敏	〃	〃
鳥取県ビルメンテナンス政治連盟	主たる事務所の所在地	米子市弥生町2	米子市東福原五丁目5-10	平成12年7月24日	その他の政治団体
鳥取県司法書士政治連盟	〃	鳥取市西町一丁目314-1	鳥取市西町二丁目419	平成12年7月26日	〃
〃	会計責任者の氏名	横山幸三	山本栄治	〃	〃
鳥取県理容政治連盟	代表者の氏名	手島 稔	瀬崎多加至	平成12年8月2日	〃
〃	会計責任者の氏名	長廻秀雄	中尾和照	〃	〃
鳥取県中部医師連盟	代表者の氏名	伊藤文利	門脇好登	平成12年8月21日	〃
〃	会計責任者の氏名	川本久雄	土井 学	〃	〃
河本玲子後援会	会計責任者の氏名	田中恵美子	河本六美	平成12年8月28日	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第91号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成12年9月29日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備 考
長尾ながむ後援会	清水義明	長尾 眺	岩美郡国府町大字栃本464-6	平成12年7月24日	その他の政治団体
三森政治後援会	木山幸男	絹谷真幸	日野郡日南町三栄1148	平成12年7月25日	〃
鳥取県東部管工事政策協議会	尾崎英篤	吉田峰雄	鳥取市松並町二丁目160-303	平成12年7月28日	〃
吉田英之後援会	北邑敏雄	田中徳則	岩美郡国府町大字麻生352	平成12年7月31日	〃
小笠原義雄後援会	和田秋男	吉川昭巳	西伯郡岸本町大殿1218-36	平成12年8月3日	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第92号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第20条第1項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成12年9月29日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

◎その他の政治団体

期間 平成12年1月1日～同年7月23日

政治団体の名称 三森政治後援会

報告年月日 平成12年7月25日

(平成12年7月23日解散)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 19,800円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年收入額 19,800円

(2) 支出総額 19,800円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

寄附（政党匿名寄附を除く）

(内訳別掲)

個人からの寄附 19,800円

合 計 19,800円

[寄附の内訳]

個人からの寄附

その他 19,800円

(2) 支出の内訳

経常経費

事務所費 19,800円

合 計

19,800円

(うち本部又は支部に対して供与した交付

金に係る支出 0円)

期間 平成12年1月1日～同年7月31日

政治団体の名称 小笠原義雄後援会

報告年月日 平成12年8月3日

(平成12年7月31日解散)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 12,600円

ア 前年繰越額	11,250円
イ 本年收入額	1,350円
(2) 支出総額	12,600円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
寄附 (政党匿名寄附を除く)	
(内訳別掲)	
個人からの寄附	1,344円
その他の収入	
10万円未満の収入	6円
合 計	1,350円
[寄附の内訳]	
個人からの寄附	
その他	1,344円
(2) 支出の内訳	
政治活動費	
組織活動費	12,600円
合 計	12,600円
(うち本部又は支部に対して供与した交付 金に係る支出	0円)

期間 平成11年1月1日～同年4月1日

政治団体の名称 長尾ながむ後援会

報告年月日 平成12年7月24日

(平成11年4月1日解散)

収入・支出の総額

1 収入総額	0円
2 支出総額	0円

期間 平成11年1月1日～同年12月31日

政治団体の名称 三森政治後援会

報告年月日 平成12年7月25日

(平成12年7月23日解散)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	56,470円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年收入額	56,470円
(2) 支出総額	56,470円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
寄附 (政党匿名寄附を除く)	
(内訳別掲)	

個人からの寄附	56,470円
合 計	56,470円

[寄附の内訳]

個人からの寄附		
(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)
三森政治	56,470円	日野郡 日南町

(2) 支出の内訳

経常経費

事務所費 56,470円

合 計 56,470円

(うち本部又は支部に対して供与した交付
金に係る支出 0円)

期間 平成11年2月17日～同年12月20日

政治団体の名称 鳥取県東部管工事政策協議会

報告年月日 平成12年7月28日

(平成11年12月20日解散)

収入・支出の総額

1 収入総額	0円
2 支出総額	0円

期間 平成11年1月1日～同年6月30日

政治団体の名称 吉田英之後援会

報告年月日 平成12年7月31日

(平成11年6月30日解散)

収入・支出の総額

1 収入総額	0円
2 支出総額	0円

期間 平成11年1月1日～同年12月31日

政治団体の名称 小笠原義雄後援会

報告年月日 平成12年8月3日

(平成12年7月31日解散)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	104,550円
ア 前年繰越額	14,038円
イ 本年收入額	90,512円
(2) 支出総額	93,300円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	

個人の負担する党費又は会費 (21人) 20,500円	その他 70,000円
寄附(政党匿名寄附を除く) (内訳別掲)	(2) 支出の内訳
個人からの寄附 70,000円	経常経費
その他の収入	事務所費 67,800円
10万円未満の収入 12円	政治活動費
合 計 90,512円	組織活動費 25,500円
[寄附の内訳]	合 計 93,300円
個人からの寄附	(うち本部又は支部に対して供与した交付 金に係る支出 0円)

公安委員会規則

風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年9月29日

鳥取県公安委員長 松 本 傲

鳥取県公安委員会規則第7号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則(昭和60年鳥取県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表(第4条関係)		別表(第4条関係)	
名 称	所在地	名 称	所在地
略	鳥取市	略	鳥取市
鳥取市武道館		鳥取県営鳥取武道館	
鳥取県営鳥取屋内プール		鳥取県営屋内プール	
略	米子市	略	米子市
略		鳥取県立西部健康増進センター	
鳥取県営米子屋内プール		鳥取県営米子武道館	
米子市営武道館		略	
略		鳥取県立米子コンベンションセンター	
鳥取県立武道館		略	
略			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表中「鳥取県営鳥取武道館」を「鳥取市武道館」に、「鳥取県営米子武道館」を「米子市営武道館」に改める改正は、平成12年10月1日から施行する。

病 院 局 管 理 規 程

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成12年9月29日

鳥取県営病院事業管理者 岡 本 範 道

鳥取県病院局管理規程第7号

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局組織規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前	
<p>(病院の内部組織の設置)</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる病院ごとに、当該中欄に掲げる科、センター、室及び部を置き、その事務を所掌させるため、当該右欄に掲げる課、室及び係を置く。</p>		<p>(病院の内部組織の設置)</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる病院ごとに、当該中欄に掲げる科、センター、室及び部を置き、その事務を所掌させるため、当該右欄に掲げる課、室及び係を置く。</p>	
鳥取県立 中央病院	略	鳥取県立 中央病院	略
	麻酔科		麻酔科
	救急科		略
	略		
略		略	

附 則

この規程は、平成12年10月1日から施行する。